

2019年9月30日



ふるさと納税で寄附をした自治体を訪れる

**「JTB ふるさと納税旅行クーポン」が全国の JTB 店舗で利用可能に
～旅の数だけふるさとが増えていく。ふるさと納税で旅に出よう。～**

ふるさと納税サイト「ふるぽ」を運営する株式会社 J T B（本社：東京都品川区、代表取締役 社長執行役員：高橋広行、以下 J T B）は、10月1日（火）より、ふるさと納税の返礼品「J T Bふるさと納税旅行クーポン」の取り扱いを約150店舗から約770店舗^(※1)に拡大し、全国の J T B店舗（J T B総合提携店を含む）で寄附先への旅行のお申し込みを承ります。

「J T Bふるさと納税旅行クーポン」は、寄附をした自治体への旅行に使える返礼品です^(※2)。自治体からの「地域製品の受け取りだけでなく実際にお越しいただきたい」、寄附者からの「応援する自治体に行って地域の魅力を体験してみたい」という声を受け、J T Bでは2015年に返礼品として当クーポンを開発しました。返礼品としての「旅」は、寄附をした自治体を訪れることで地域の賑わいを創出し、経済波及効果も高いため、2019年6月の地方税法の改正以降、さらに注目が高まり、現在87自治体^(※1)が採用しています。寄附者においても、「モノ」の返礼品だけでなく、寄附をした自治体を訪れて体験する「コト」への興味が高まっており、2018年度の当クーポン利用額は前年比65%増、2019年7月時点では前年比25%増と順調に推移しています。



一方で「J T Bふるさと納税旅行クーポン」は一部店舗のみの取り扱いであったため、寄附者から利用できる店舗を増やしてほしいというご要望をいただいております。10月より J T B全店舗での取り扱いを開始します。これにより、寄附者にとって当クーポンを利用する旅行のご相談・お申し込みの際の利便性が向上します。また、店舗では旅行の取り扱いのみならず、店舗スペースを活用した自治体への誘客プロモーションなど、交流人口拡大や地方創生につながる取り組みを行ってまいります。

ふるぽHP：<https://furu-po.com/>



※1 9月27日現在

※2 J T Bふるさと納税旅行クーポン：寄附をした自治体の宿泊施設に1泊以上する旅行（「エース J T B」、「サン&サン」、宿泊券（旅館・ホテル）及びこれらに付随する J R 券、航空券、エースオプションツアー）の旅行代金に充当できます。

<ふるさと納税ポータルサイト『ふるぽ』に関するお問い合わせ先>

JTBふるさと納税コールセンター TEL:0570-001-232 営業時間 10:00～17:00(年中無休・1/1～1/3 休み)

<JTBふるさと納税旅行クーポンでの旅行のお問い合わせ先>

JTB旅の予約センター TEL:0570-033-130 営業時間 09:00～20:30(年中無休・1/1～1/3 休み)

<自治体の方からのお問い合わせ先> ふるさと開発事業部 TEL:06-6120-9120 営業時間 平日 9:30～17:30

<報道関係の方からの問合せ先> JTB広報室 TEL:06-6260-5108